

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を次のように改正する。

2004年(平成16年)11月5日提出

藤沢市教育委員会
教育長 中 村 喬

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成16年11月15日

提案理由

この規則を提出したのは、有償刊行物の取次業務を行うにあたり、藤沢公民館及び村岡公民館の所掌事務を追加する必要がある。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年11月 日

藤沢市教育委員会

委員長 數野 隆人

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会事務局組織等規則（平成12年藤沢市教育委員会規則第3号）
の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第13号を第14号とし，第12号の次に次の1号を加える。

- ・ 有償刊行物の頒布の取次ぎの補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）

附 則（平成16年教委規則第 号）

この規則は，平成16年11月15日から施行する。